

千葉県いじめ問題対策連絡協議会担当者会議 ネットいじめ対策専門部会報告書

- 第17回ネットいじめ専門部会
日時：令和3年2月26日（金）
場所：資料をもとにメールでの協議
内容：各機関における具体的なネットいじめ対策等について
新型コロナウイルス感染症に係る留意すべき事項及び課題 他

- 第18回ネットいじめ専門部会
日時：令和3年5月26日（水）9：30～11：30
場所：Web会議システム（Zoom）
内容：各機関のネットいじめに対する取組
ネットいじめに対する取組の課題
ネットいじめ対策専門部会としての本会議への報告内容 他

- 第19回ネットいじめ専門部会
日時：令和3年7月1日（木）
場所：資料をもとにメールでの協議
内容：各機関等における具体的なネットいじめ対策等について
ネットいじめ対策専門部会としての本会議への報告内容 他

1 ネットいじめの現状

- ・生徒指導上の諸問題において、SNS等インターネット上の問題ある書き込みによるトラブルが増加傾向にある。
- ・ネットいじめの案件では、被害者・加害者の特定が困難であったり、言葉や画像が削除されてしまったりするネットの特性から、早期に解決が図れないケースもある。
- ・令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査によると、いじめの態様において、パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷等をされる件数が増加傾向にある。
- ・児童生徒のインターネットの利用方法が多様化しており、公開範囲が制限された中でやりとりが行われる等、ネットパトロールでは把握しきれない状況があり、対応が必要となってきた。
- ・無料通信アプリを利用した誹謗中傷やグループ外しが、トラブルやいじめ問題の中心になるケースが増えているが、無料通信アプリは外部から確認できないため、各学校とも対応に苦慮している。
- ・SNS等の仕組みやルールについて、児童生徒の方が熟知しており、教職員及び保護者は、インターネット関連の対応を忌避する傾向が見られる。
- ・スマートフォン等の所有の低年齢化、児童生徒の使用頻度、使用スキルの高さは上がる一方、リスクに対する意識は低く、大きなギャップがある。その結果、いわゆる自撮り被害等、より深刻ないじめやトラブルにつながる事案が見られる。
- ・SNS等インターネット上で、児童生徒の自殺念慮を誘発するようなサイト等により、児童生徒が犯罪被害等に巻き込まれる恐れのある例が散見される。

2 現在行われているネットいじめ対策と課題

(1) 主な対策

(①～④)は県いじめ防止対策推進条例第17条(ネットいじめ対策)において、県が求められている施策)

① 児童生徒がネットいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組への支援

- ・青少年ネット被害防止対策事業(ネットパトロール)…県民生活・文化課
- ・ネットパトロールで発見された事案の学校への情報提供、指導・助言
- 〔私立中学・中等教育・高等学校関係…学事課
県立中学・高等学校関係…児童生徒課
県立特別支援学校関係…特別支援教育課
市町村立中・義務教育・高等・特別支援学校関係…市町村教育委員会〕

② ネットいじめに関する事案に対処する体制の整備

- ・相談窓口の設置
- 〔『そっと悩みを相談してね 中高生「SNS相談@ちば」』
…子どもと親のサポートセンター・児童生徒課
※県内(千葉市を含む)の中学・高校に在籍する生徒を対象に実施
24時間子供SOSダイヤル他…子どもと親のサポートセンター
ヤング・テレホン 他…少年課〕
- ・犯罪事案への対処…少年課、サイバー犯罪対策課
- ・私学関係事案への対処…学事課
- ・県立中学・高校関係事案への対処…児童生徒課
- ・特別支援学校関係事案への対処…特別支援教育課
- ・運動部活動関係事案への対処…体育課

③ インターネットの適切な利用方法の周知その他ネットいじめの防止に資する教育及び啓発活動

- ・啓発資料・コンテンツ作成・配付（啓発リーフレット、指導資料集、ポスター、ウェブサイト等）
…県民生活・文化課、生涯学習課、児童生徒課、学習指導課、少年課、サイバー犯罪対策課、子どもと親のサポートセンター、健康福祉政策課、NPO法人企業教育研究会
- ・インターネットの活用に関する人権啓発活動（人権啓発DVDの貸出し）
…健康福祉政策課
- ・学校向け講演活動
…県民生活・文化課、健康福祉政策課、少年課、サイバー犯罪対策課、NPO法人企業教育研究会
- ・教職員向け研修・講習会の開催
…県民生活・文化課、児童生徒課、学習指導課、特別支援教育課、健康福祉政策課、総合教育センター、子どもと親のサポートセンター、少年課、NPO法人企業教育研究会
- ・学校問題解決支援対策事業…児童生徒課
- ・スポーツ組織と連携・協力しての啓発活動…健康福祉政策課

④ ネットいじめを防止するためのインターネット関係事業者による取組の促進につながる施策

- ・千葉県青少年を取り巻く有害環境対策推進協議会（ちば地域コンソーシアム）運営…NPO法人企業教育研究会
参加…県民生活・文化課、生涯学習課、児童生徒課、少年課、サイバー犯罪対策課等

(2) 令和2年度情報モラル研修実績

- 健康福祉政策課
 - ・DVD貸出4校（利用者351名）
- 県民生活・文化課
 - ・情報モラル研修の実施31校（4,115名）
- 児童生徒課
 - ・情報モラル教育研修2校
- 総合教育センター
 - ・初任者研修（小・中・高・特別支援学校の初任者1,255名）
 - ・情報モラル関係研修（小・中・高等学校の教職員240名）
- 子どもと親のサポートセンター
 - ・教育相談実践研修（動画配信）対象63名
 - ・教育相談課題別研修（資料配信）対象45名
 - ・生徒指導リーダー育成研修（資料配信）対象32名
- 少年課
 - ・非行防止教室117回（101校、参加者延べ20,900人）
- サイバー犯罪対策課
 - ・ネット安全教室 児童生徒及び学生向け197回（28,079人）
 - ・ネット安全教室 教職員及び保護者向け44回（3,977人）
- NPO法人企業教育研究会
 - ・情報モラル研修 約50校（約6,000人）

(3) 課題

○ ネットいじめに係る関係諸事情の現状把握について

- ・「ネットいじめの実態」、「児童生徒の情報機器の使用実態」、「児童生徒の情報モラルに関する意識や知識」等に関して、関係機関や教職員が、実態を把握する必要がある。

- ・情報モラルについて、教職員及び児童生徒と併せて、保護者へも周知していく必要がある。
- ・最新のインターネット・SNS関係事情は刻々と変化しており、最新の情報を把握する必要がある。そのため、情報モラル教育研修の実施により、ネットいじめやSNS等に関する教職員の資質の向上と関心を高める必要がある。
- ・従来の対面式の研修だけでなく、オンラインや動画配信等を活用した研修の在り方について検討していく必要がある。
- ・県民生活・文化課が行うネットパトロールからの情報を、各学校に周知しているが、今後も、より具体的な事例を示し児童生徒に指導する必要がある。
- ・ネット上に個人情報を公開することの危険性について啓発が進んでいる一方で、投稿について匿名化が進み、問題のある書き込みの発信者を発見することが困難になってきている。
- ・いじめ（ネットいじめを含む）がSNS上で取り上げられ拡散すると、加害者も個人情報を特定される場合があるため、加害者も将来に渡り影響を受けることを、講演会等でさらに啓発していく必要がある。

○ 各関係機関の連携について

- ・ネットいじめに関わる関係機関がもっている知見や、実施している取組等について、今後さらに情報共有し、連携していく必要がある。
- ・ネットいじめに関わる関係機関が、今後さらに相互支援・協力体制を構築し、共同事業の開催や、同種事業の紹介等についてのさらなる検討が課題である。

○ 情報モラルに係る研修の充実、関係各課の連携について

- ・インターネットの適正な使用法、危険性等について、就学前児童の保護者への啓発、児童生徒への指導について、今後も取組の工夫・充実が必要である。
- ・児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る必要がある。
- ・ネットいじめは重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う必要がある（刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象にもなり得る）。
- ・関係課が、専門性を生かして実施しているそれぞれの情報モラルに関する研修内容が、児童生徒のみならず、教員の資質向上、保護者への啓発につながる内容となるよう、情報共有を図り、積極的に連携をしていく必要がある。
- ・関係機関が行っている研修事業について共有し、関係機関が連携した研修の実施や教材等の共有により、より効果的な研修について検討していく必要がある。
- ・各研修にあたっては、児童生徒がいじめ問題を主体的に考えることができるような研修内容とし、使い方のマナー等について自律的な行動がとれるような研修が求められる。
- ・教職員や保護者に十分な知見や指導力が備わっているとは言えない。そのため、子どもの方が先行した知識を有する場合があり、トラブルに早急に対応できないことがある。教職員や保護者向けの研修会の内容については随時見直し、最新の知見をしっかりと伝えていく必要がある。
- ・引き続き、ネットパトロールによるいじめに繋がるおそれのある不適切な書き込みの監視・検索と併せて、インターネット適正利用に係る啓発活動を両輪で取り組んでいく必要がある。

3 これからのネットいじめ対策

(1) 今後のネットいじめ対策について

- ・ネットいじめ対策は、大人からの一方的な情報提供による啓発だけでなく、話し合い活動や体験活動をとおして、児童生徒自身がインターネットとどのように付き合っていくかを考え、自律的に行動できるようになることが求められる。
- ・ネットいじめ対策はその特性から対応に困難な部分も多いが、学校・保護者・関係機関等の大人が、最新の知見を更新し続ける意識をもって、児童生徒に対して発達段階に応じた有効な対応や未然防止のための指導・啓発を行っていくことが重要である。

- ・特に保護者に対しては、端末のフィルタリングサービスやペアレンタルコントロール等の機能制限の重要性や方法の周知を図ることが大切である。
- ・ネットいじめ対策においては、関係機関・団体、地域や家庭が、積極的な「情報共有」、「支援・協力」、「共同事業の実施」等を行うことが有効であり、今後も本協議会ネットいじめ対策専門部会等を利用して、それぞれの取組や研修内容の情報共有に努め、連携体制を強化していくことが大切である。
- ・ネットいじめ対策は児童生徒の安心・安全な生活を守るための最重要課題の一つととらえ、その解決に向けてそれぞれの関係機関・団体が、効果的かつ具体的な取組を積極的に行っていく必要がある。
- ・ネットいじめについて、児童生徒が、教員・保護者など信頼できる大人、もしくは相談機関に対して相談しやすい環境を整備していくことが必要である。

(2) 今後の具体的なネットいじめ対策について

- ・関係機関等とも、実施している対策については、よりの確に課題に対応できるよう検討した上で、今後とも継続していくことが確認された。
- ・ネットいじめ対策専門部会として、課題解決の一助となる効果が期待できる具体的な対策について引き続き検討していくことが確認された。